

# 東京都GAP認証制度実施要綱

制定平成30年2月22日 29産労農安第1242号

## (目的)

第1条 この要綱は、東京の農業者が持続可能な農業を目指し、併せて東京2020大会への食材提供を可能にするため、農産物の生産、出荷における食品安全、環境保全、労働安全等の観点から、東京都（以下「都」という。）が定めた管理基準に基づく適正な取組を都が認証する東京都GAP認証制度（以下「制度」という。）について、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 管理点

農業生産の工程を管理するために必要な事項をいう。

### (2) 管理基準

管理点ごとに実践する適切な管理の内容の客観的な基準をいう。

### (3) 認証基準

「東京都GAP管理基準書」の必須の管理基準に全て適合していることをいう。

### (4) 認証取得者

前号の規定により認証を取得した農業者等をいう。

### (5) 調査機関

農場の生産工程管理の実施状況を管理基準に基づき調査する機関をいう。

## (認証の範囲)

第3条 原則、都内で生産、出荷される農産物とし、対象農産物の区分は別に定める。

## (認証審査会)

第4条 知事は、制度の公平性及び客観性を確保し、適正な運用を図るため、外部の専門家等で構成する認証審査会を、設置するものとする。

2 前項の認証審査会においては、申請のあった認証の可否及び認証基準の設定に関する協議を行うものとする。

## (管理点及び管理基準)

第5条 知事は、農産物の生産、出荷にかかる適正な管理点及び管理基準を設定するものとする。

(認証申請者の要件)

第6条 認証を申請することができる者は、次の要件に該当するものとする。

- (1) 都内で農産物を生産する農業者
- (2) その他、知事が別に定める者

(認証申請及び審査)

第7条 認証を受けようとする者は、申請書により、知事に申請するものとする。

知事は、調査機関に申請書類及びほ場、集出荷施設等を調査させ、認証審査会に付議し、認証基準に適合していることを確認する。

(認証及び登録)

第8条 知事は、前条に基づく申請者の取組が認証基準に合致していると認めるときは、当該申請内容を認証し、登録するものとする。

(表示)

第9条 認証取得者は、認証された農産物について、認証マークを使用することができる。

- 2 認証マークは、認証された農産物以外に使用してはならないものとする。
- 3 認証マークの規格、使用方法等については、別に定めるところによる。

(報告及び検査)

第10条 認証取得者は、毎年1回、管理基準の適合状況を知事に報告するものとする。

- 2 前項において、知事は上記の報告を踏まえ、毎年1回、認証取得者に対する検査を実施するほか、必要な措置を講じるよう指示するものとする。

(認証の有効期間)

第11条 認証の有効期間は、認証を受けた日から5年を経過した月の属する月末の間とする。

(認証内容の変更)

第12条 認証取得者は、認証申請した内容に変更が生じた場合は、遅滞なく知事に届け出るものとする。

(認証情報の公表)

第13条 知事は、制度の概要、管理基準、認証取得者等の情報について、都のホームページ等で公表するものとする。

(認証取得者の遵守事項)

第14条 認証取得者は、関係法令を遵守しなければならない。

- 2 認証取得者は、生産管理及び品質管理に誠意を持って取り組まなければならない。

3 認証取得者は、管理基準に則した生産管理の実践を行い、毎年1回以上、自己点検を実施し、不適切な事項があれば改善を行うよう努めなければならない。

(認証の取消し)

第15条 知事は、次の場合に、認証を取り消すことができるものとする。知事は認証の取消しを行う場合には、認証審査会を開催し、その結果を踏まえて、取消しの決定を行うものとする。

- (1) 認証取得者の取組が認証基準等に適合していない等、不適切な事実が確認され、かつ改善指導に従わない場合
- (2) 認証取得者の申請内容に虚偽が判明した場合
- (3) 認証取得者が認証マークを不正に使用した場合
- (4) その他認証取得者が信頼性を著しく損なう行為をした場合

2 知事は、認証取得者から認証取消しの申請があった場合は、認証を取り消すものとする。

(書類等の整備及び保管)

第16条 認証取得者は、別に定めるところにより、認証を受けた取組に関する書類等を整備し、認証を受けた期日から5年間保管するものとし、知事の求めがあった場合にはこれを開示しなければならない。

(事故等の対応)

第17条 制度により認証を受け出荷した品目について、品質等に関する事故等(以下、「事故等」という。)が発生した場合は、認証取得者がその責任を負うものとし、知事に遅滞なく報告するとともに、知事の指導の下、誠意をもって必要な措置を講じるものとする。

2 事故等が発生した場合、知事は、責任をもって原因究明を行うとともに、認証取得者に対し適切な指導を行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。